

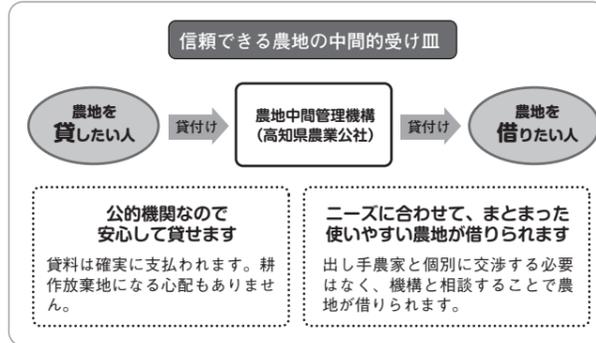


**農地中間管理事業**をご存知でしょうか

農地中間管理事業とは、営農規模の縮小や離農される方より農地中間管理機構（以下「機構」）が農地を借り受け、営農規模の拡大や新規就農をされる方へと貸し付けを仲介する事業です。また、お互いの農地を交換することで農地の集約が図れる場合にも活用できる内容となっております。

機構とは、「信頼できる農地の中間的受け皿」として高知県農業公社がその役割を担っています。農地の貸し借りを希望される方は、一度農地中間管理事業の活用を考えてみてはいかがでしょうか。

また、この事業に協力していただいた方には一定の要件を満たせば農地集積協力金が交付される場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。



〔お問い合わせ先〕  
高知県農業公社 ☎088-823-8618  
農林水産課 ☎22-3113

**農地の平成30年度固定資産税の軽減**について

農地中間管理機構（以下、機構）に貸し付けた農地の固定資産税について下記の軽減措置があります。

対象者	課税軽減の内容	適用要件
所有する全農地（10a未満の自作地を除く。）を、新たにまとめて機構に10年以上の期間で貸し付けた方。	新たに機構に貸し付けた農地に係る固定資産税を以下の期間中、1/2に軽減します。 ①10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には、3年間 ②15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間	平成29年1月2日から固定資産税の賦課期日である平成30年1月1日までに機構に貸し付けた場合に、平成30年度に納付する固定資産税から適用されます。

〔お問い合わせ先〕（農地中間管理機構への農地の貸付に関すること）（農地の固定資産税に関すること）  
高知県農業公社 ☎088-823-8618 農林水産課 ☎22-3113  
税務課 ☎22-3116

**人・農地プランについて**

「人・農地プラン」とは、各地域での話し合いなどにより、地域の人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

〔人・農地プランの内容〕

- 今後の地域農業の中心経営体
- 地域担い手の確保状況
- 将来の農地利用のあり方
- 農地中間管理機構の活用方針
- 近い将来の農地出し手の状況
- 今後の地域農業のあり方

〔人・農地プランの公表〕

四万十町では、平成24年度から窪川、立西、松葉川、仁井田、東又、興津、大正、十和の8地区でプランを作成しており、地域の話し合いなどにより適宜見直しを行っています。今回、町ホームページに平成29年3月31日現在の計画内容を公表していますので、ご覧ください。

- 〔お問い合わせ先〕
- 農林水産課 ☎22-3113
  - 大正地域振興課 ☎27-0111
  - 十和地域振興課 ☎28-5111

**全国一斉「子どもの人権110番」強化週間**

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、学校における「いじめ」や家庭内における児童虐待など、子どもの人権問題解消に向け、下記のとおり「子どもの人権110番」電話相談の強化週間を実施します。

期間中は相談時間を延長するとともに、土・日も電話相談をお受けします。また、児童・生徒の皆さんが安心して相談できるよう、フリーダイヤルになっていますので、学校や家庭、友達関係の悩みごとなど、何でもご相談ください。

**実施期間** 平成29年6月26日(月)から7月2日(日)までの7日間

**受付時間** 午前8時30分から午後7時まで  
※土曜日・日曜日は  
午前10時から午後5時まで

**開設場所** 高知地方法務局人権擁護課  
(土・日は高松法務局人権擁護部)

**電話番号** 0120-(007)-110  
※フリーダイヤル  
※IP電話からは接続できません。

**取扱内容** いじめ、体罰、児童虐待などの子どもをめぐる人権問題

〔お問い合わせ先〕高知地方法務局人権擁護課 ☎088-822-3503



**情報公開条例の運用状況**

四万十町情報公開条例第32条の規定により、平成28年度の運用状況について公表します。

公開請求件数	84件
公開件数	81件
部分公開件数	0件
非公開件数	1件
不存在公文書による不開示	2件
右記決定にともなう不服申立て件数	0件

〈情報公開請求の分野別内訳〉

教育に関するもの	0件
保健・医療・福祉に関するもの	1件
交通に関するもの	0件
環境・衛生に関するもの	0件
商工・観光に関するもの	8件
農林水産業に関するもの	4件
その他のもの	71件

**個人情報保護条例の運用状況**

四万十町個人情報保護条例第47条の規定により、平成28年度の運用状況について公表します。

開示請求件数	1件
開示件数	1件
部分開示件数	0件
個人情報情報の不存在による不開示	0件
右記決定にともなう不服申立て件数	0件

〔お問い合わせ先〕総務課 ☎22-23111